

重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03-5655-1501 (午前9時00～午後5時00分まで)
担当者	所長 高田 楽菜

2 認知症対応型共同生活介護事業者(法人)の概要

法人名	株式会社 サンドリーム
所在地	東京都葛飾区細田5-15-6
代表者名	代表取締役 三浦 眞澄
代表番号	電話 03-3672-3339 FAX 03-3672-3338
事業所数	介護予防 / 認知症対応型共同生活介護 5ヶ所 通所介護 1ヶ所 訪問介護事業所 1ヶ所 居宅介護支援事業所 1ヶ所

3 サービス提供事業所

事業所名	SUN 久倶楽部 (サンキューグラッチェ)
所在地	東京都江戸川区平井7-25-17
電話番号	電話 03-5655-1501 FAX 03-3614-6651
事業所番号	第1392300321号
その他のサービス	なし

4 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
計画作成担当者	介護支援専門員	1名	0名	1名
介護職員	介護福祉士	3名	1名	4名
	1・2級ヘルパー	1名	1名	2名
	初任者研修	2名	0名	2名
	無資格者	6名	5名	11名
事務員		0名	1名	1名

5 同事業所の設備概要

建物構造	鉄筋2階建て	居室	1・2階 各階9室
トイレ	各階3ヶ所	台所	各階1ヶ所
浴室・脱衣室	各階1ヶ所	食堂・居間	各階1ヶ所

6 サービス内容

(1) 介護サービス計画の立案

ご利用者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえて、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護サービス計画を作成します。 また、必要に応じて計画の変更を行います。

(2) 食事

ご利用者の心身の状況、嗜好、栄養バランスに配慮して、作成した献立表に基づき提供いたします。

朝食（午前7時～8時頃）、昼食（正午頃）、夕食（午後6時頃）を各階の居間兼食堂においてスタッフと一緒に取りいただきます。

(3) 入浴

ご希望によって毎日のご利用も可能です。

(4) 機能訓練

離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

(5) 介護サービス

介護サービス計画に沿って、ご利用者の自立を妨げない範囲において、下記の介護サービスをご提供いたします。

① 食事の支度、居室掃除、洗濯等の家事一般介助

② 着替え、洗面、食事、排泄、入浴、服薬管理、健康管理、外出等の生活一般介助

(6) 生活相談

介護サービスに関することも含め、日常生活一般に関するご相談を承ります。

(7) 行政手続代行

行政手続の代行をお受けいたします。手続きに関する経費は、その都度お支払い戴きます。

(8) 医師往診等の手配

医師の往診の手配、その他療養上のお世話をいたします。

7 利用料金

別紙料金表をご覧ください。

8 入退居の手続き

(1) サービスの利用開始（入居手続）

① ご相談窓口への入居申込の連絡を頂いた際に、入居条件が満たされ、且つ、空室がある場合には入居手続が可能です。また、空室がない場合には、待機者として登録させていただきます。

② ご入居手続きについては、最初に「被保険者証」の確認、ご利用者及びご家族の面談や診断書等によるご利用者の希望・心身の状態の把握等を基に、ご入居の可否を判断させていただきます。

③ご入居が決まりましたら契約書等を締結させて頂き、その後は介護サービス計画を作成し、サービスを開始させて頂きます。尚、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの利用終了（退去手続）

①ご利用者の都合で終了する場合

サービス終了を希望する30日前までに文書でお申し出ください。但し、ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

②当事業所の都合で終了する場合

ご利用者の入院に伴い退院の見込みがない場合、人員不足で所定のサービスが提供できない場合等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了30日前までに理由を示した文書で通知いたします。

③自動終了する場合

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスは終了いたします。

- ・ご利用者が当施設を退去した場合。
- ・ご利用者が要介護認定の更新手続きで「非該当」または「要支援1」と認定された場合。
- ・ご利用者が死亡または被保険者資格を喪失した場合。

④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、お客様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やその家族などが当社や当社のサービス従業者または、他のご利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

9 当社のグループホームの特長

(1) 運営方針

- ・少人数の利用者と介護スタッフとの共同生活なので家庭的な雰囲気の中で、ゆったりと安心した生活が送れます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
従業員への研修の実施	あり	
家族等の面会制限の有無	なし	

10 ホーム利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間

面会時間の制限はなく自由です。但し、利用者の治安維持・安全確保の観点により夜19時以降から翌朝6時まで内部から施錠いたしておりますので、特に夜間の面会時には事前の連絡をお願いいたします。尚、面会簿に必要事項を必ずご記入ください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊届に外出・外泊先などを所要事項をご記入の上、外出・外泊をお願いいたします。

(3) 宿泊

ご利用者のお部屋への宿泊は自由です。尚、安全確保のため事前に許可を得てください。

(4) 喫煙・飲酒

自室内での喫煙・飲酒はご遠慮いただきます。喫煙につきましては指定の場所をお願いいたします。

(5) 金銭・貴重品管理

ご利用者による自己管理は盗難、紛失等の原因になり、思わぬトラブルになり兼ねませんので、事業所で管理させていただきます。尚、当ホームの「預かり金等取扱規定」に基づき厳格に管理いたしますのでご利用下さい。

(6) 持込品

ベッド、家具、電化製品（テレビ等）、衣類、食器類、日用品の持ち込みは可能です。今までお住まいのところで使い慣れた品々をお持込ください。尚、刃物（剃刀、ナイフ等）火気（ライター、マッチ）等の危険物のお持込みは禁止させていただきます。

(7) 宗教

ご利用者による信仰・宗教は自由です。但し、ホーム内での信仰・宗教活動は禁止いたします。

(8) その他

騒音の発生、放歌高吟などの他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。尚、場合によっては強制退去していただく場合がございますのでご了承ください。

11 緊急時の対応

ご利用者の健康状態の急変などの緊急時は、予め定められた連絡先へ速やかに連絡すると共に主治医への連絡、あるいは救急医療、緊急入院が受けられるように対応いたします。又、当施設は利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、そのご家族に昼夜を問わず緊急連絡いたします。

12 非常災害対策

- ・防災時の対応 ご利用者の安全かつ迅速な避難誘導
- ・防災設備 スプリンクラー設備・誘導灯・自動火災報知設備・消火器・火災通報装置
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 林 晴子

1 3 事故発生時の対応

- ・ご利用者に対して事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合、利用者その家族及び市区町村に連絡、報告を行なうと共に、必要な措置を講じます。
- ・事故に至った経緯等について調査し、事故を正確に把握致します。
- ・事故の原因を究明し、再発防止に努めます。

1 4 当ホームに関する相談・要望・苦情などの窓口

(1) サービスについてのご相談・苦情は下記にて承ります。

担当	高田 楽菜 (所長)	電話番号	03-5655-1501
----	--------------	------	--------------

担当者が不在の場合はケアマネージャー・副所長が受付いたします。

受付時間 午前9時～午後5時

(2) その他、区市町村の相談・苦情窓口に伝えることができます。

- ・江戸川区役所 介護保険課 指導係

住所 江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-0892

受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く)

- ・東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

住所 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館11階

電話 03-6238-0177

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く)

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応共同生活介護 の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者：所在地 東京都葛飾区細田 5-15-6
名称 株式会社 サンドリーム
代表取締役 三浦 眞澄 ㊞

事業所：所在地 東京都江戸川区平井 7-25-17
名称 SUN久倶楽部
所長 高田 楽菜 ㊞

私は本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護・介護予防型共同生活介護 についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

利用者：住所
氏名 ㊞

身元引受人：住所
氏名 ㊞

利用者との続柄 ()

令和6年4月1日

料金表【SUN久倶楽部】

【月々の利用料金の目安】

次の料金がかかります。

- ① 介護保険の給付対象となる利用料と自己負担額（1か月を30日とした場合）

介護度	単位/日	自己負担額/月
要支援2	749単位	24,510円
要介護1	753単位	24,630円
要介護2	788単位	25,770円
要介護3	812単位	26,550円
要介護4	828単位	27,090円
要介護5	845単位	27,630円
初期加算		981円

※初期加算については入居した日から起算して30日以内について算定します。

※介護職員処遇改善加算として介護保険自己負担額（加算を含む）に11.1%
を乗じた額を加算します。

※1単位 10,9円

- ② 介護保険の給付対象外となる費用

入居一時金	初回のみ	228,000円	退去時に債務があれば入居一時金から控除し、その残額を返還いたします。
居室料	1ヶ月につき	76,000円	入居、退去の月は日割り計算といたします
食材費	1ヶ月につき	45,000円	1日あたり1500円(朝食300円、昼食500円、夕食600円おやつ100円)で30日計算 食べなかった場合には請求いたしません。
水光熱費	1ヶ月につき	18,000円	上下水道、電気(暖房・冷房)ガス等の費用 入居、退去の月は日割り計算といたします。
共益費	1ヶ月につき	18,000円	自動車、ガソリン代、バス・トイレ等の消耗品、新聞代等入居、退去の月は日割り計算 といたします。
	(月合計)	157,000	+介護保険1割
その他	—	実費	理美容、おむつ代、日用品、医療費等
体験入居	1日につき		7,000円 1~7日間で上記費用込み